

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月19日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	愛媛県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	113-5-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.ehime.jp/h10800/shichoshinko/gyousei/mynumber-original-usecase.html

執行機関名 愛媛県知事

知事等(教育委員会)が行う私立中学校等修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	中学校等の生徒の保護者等に対する教育に係る経済的負担の軽減を図るための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1 第3の項 中学校等の生徒の保護者等に対する教育に係る経済的負担の軽減を図るための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	愛媛県私立中学校等授業料軽減実証事業費補助金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	県は、私立中学校等修学支援実証事業費補助金交付要綱(平成29年4月1日文科科学大臣決定)、私立中学校等修学支援実証事業費補助金の取扱いについて(平成29年4月1日付け28文科初第1761号)及び愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、 <u>県内の私立中学校、私立中等教育学校の前期課程(以下「私立中学校等」という。)</u> のいずれかに通う、 <u>低所得世帯に属する生徒の私立中学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、</u> 予算の範囲内において、愛媛県私立中学校等授業料軽減実証事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。
⑦独自利用事務の関連規範		愛媛県私立中学校等授業料軽減実証事業費補助金交付要綱